

日本の平和憲法と 北東アジアの平和

2015.6.20

川崎哲

NGOピースボート 共同代表

2014.7.1 集団的自衛権の行使を 容認する閣議決定



1945.8 終戦(日本の敗戦)

1946.11 日本国憲法公布

1954.7 自衛隊発足

1972.10 政府見解「集団的自
衛権の行使は憲法上許さ
れない」

1973.6 自衛権発動の3要件

自衛の措置としての武力の行使の 新三要件（2014.7.1 閣議決定）

○ 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は
我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が
発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の
生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される
明白な危険があること

○ これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守
るために他に適当な手段がないこと

○ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

- 「抑止力を高めることによって戦争が起きにくくなる」

- 中国の反応 一領土問題

- 韓国の反応 一歴史問題

- 中国人の53%、日本人の29%が「2020年までに戦争が起こりうる」(2014.9言論NPO／中国日報)

安全保障のジレンマ

「自国の安全を高めようと意図した国防力の増強や
対外的な安全保障関係の強化が、他国にとっては
脅威や懸念と見なされ、対抗的な政策を引き起こ
し、結果的に軍事的緊張関係が高まり、全体として
の安全保障環境が悪化する状況を招く」

防衛省防衛研究所

「東アジア戦略概観」2014年版

日本国憲法

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

国連憲章

(1945.6 署名)

第一章 目的および原則

第2条 4 すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を・・・慎まなければならない。

第六章 紛争の平和的解決

第七章 平和への脅威、侵略に関する行動

(安保理の役割、非軍事的措置、軍事的措置)

第51条 国連加盟国に対する武力攻撃に対しては、安保理が必要な措置をとるまでの間、個別的または集団的自衛の固有の権利を害するものではない。自衛権の行使措置は直ちに安保理に報告する

武力行使への制約を
マイナスとみるのか
プラスとみるのか

世界は、
9条をえらび始めた。



 9条世界会議
GLOBAL ARTICLE NINE CONFERENCE TO ABOLISH WAR

9条世界会議

Global Article 9 Conference to Abolish War

- 2008年5月4～6日
4-6 May 2008
- 全国4カ所でのべ3万人が参加
Over 30,000 people participated in 4 cities of Japan
- 42カ国・地域から 海外参加者200人
200 overseas participants from 42 countries / regions
- 「戦争を廃絶するための9条世界宣言」
Global Article 9 Declaration to Abolish War







マイレッド・マグワイア (北アイルランド)

Mairead Maguire, Northern
Ireland

対話と非暴力

Dialogue and non-violence

紛争の根源に対処

Addressing root causes of
conflicts

過去への謝罪と和解

Dealing with the past and
reconciliation

グローバル9条キャンペーン

「日本国憲法9条は普遍的価値を有するものと認知されるべきであって、東北アジアの平和の基盤として活用されるべきである」

1999

ハーグ平和会議 Hague Appeal for Peace

2005

国連紛争予防会議 (GPPAC)

Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict

2006

バンクーバー世界平和フォーラム

Vancouver World Peace Forum

「武力によらない平和」へ



1. 紛争の予防と平和的解決
2. 資源を軍備から人間に
3. 平和に生きる権利

日本国憲法前文

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し…

日本国民は、…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。…
われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、…自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務である



北朝鮮核実験 への反応



- 「北朝鮮に対して、軍事的
手段に頼らず、ほかの方
法で体制を維持する方法
があるということを分か
らせなければいけない」
- 黄海（西海）の非武装地帯
構想

東北アジア非核兵器地帯



武力紛争予防のための
グローバル・パートナーシップ

GPPAC

(Global Partnership for the Prevention of
Armed Conflict)

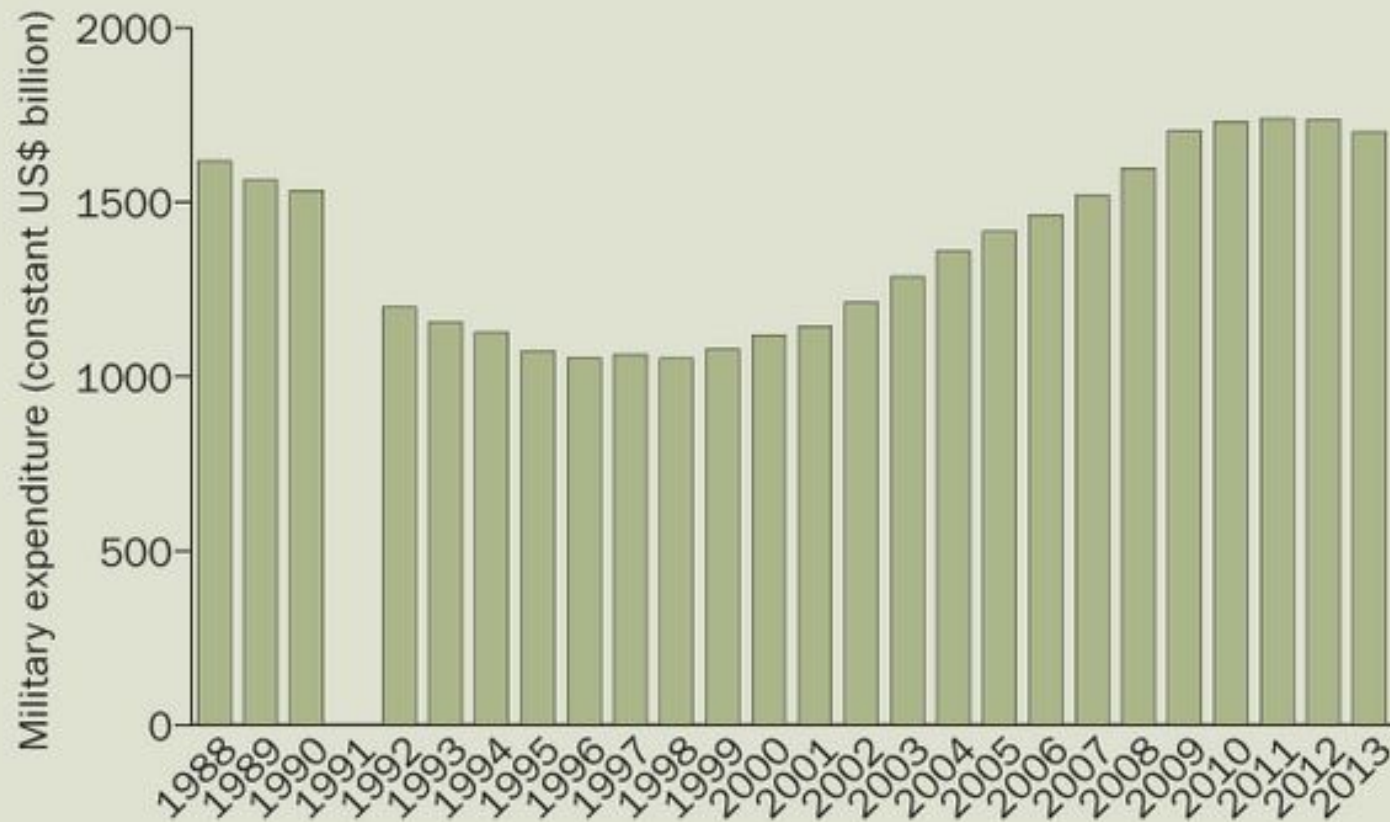


モンゴル 「市民版6者協議」

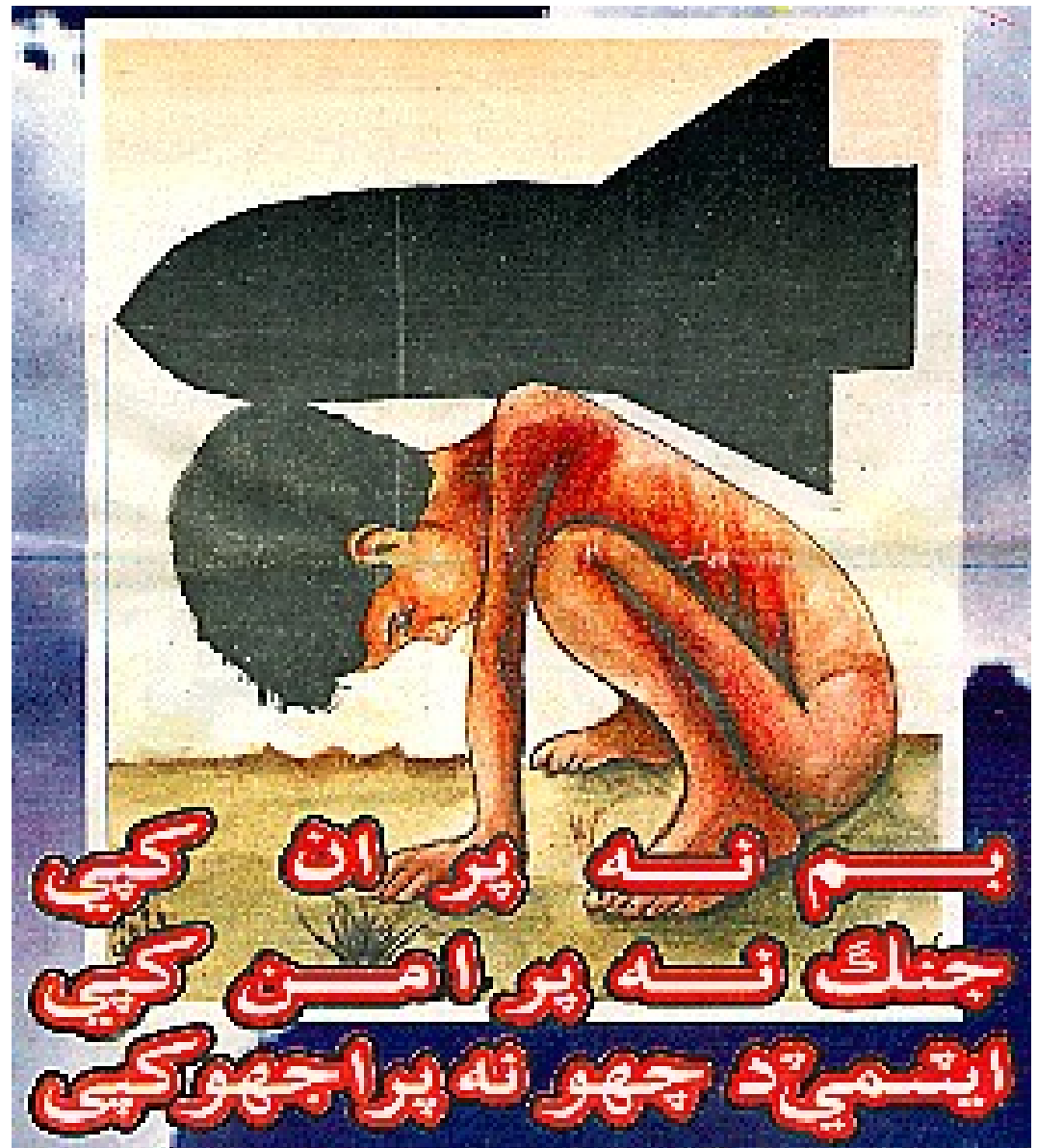


- 東北アジア非核地帯
- 「核に頼らない安全保障」を地域共同で達成する
- モンゴルの一国非核地帯
- 政府間の「6者協議」に対して、「市民版6者協議」を追求

World military expenditure, 1988–2013



The totals are based on the data on 172 states in the SIPRI Military Expenditure Database, <http://www.sipri.org/databases/milex/>. The absence of data for the Soviet Union in 1991 means that no total can be calculated for that year.



発展のための軍縮
Disarmament for Development

平和に対する企業の責任(武器の製造・輸出)
Corporate responsibility to peace (Arms production and exports)



国連憲章26条 軍事費の最小化 コスタリカの取り組み

- 国連安保理の議論
- コスタリカ・コンセンサス

アーミテージ・ナイ 報告(2012.8)



- 原発推進
- TPP交渉参加
- 秘密保護法制定
- 武器輸出三原則緩和
- 日本版NSC設置
- 海賊との戦い
- シーレーン
- 米軍と自衛隊が平時から戦時までもすべての環境に対処
- ホルムズ海峡封鎖時に掃海艇派遣
- PKO 他国の部隊保護



「対等な同盟」？





東アジア平和共同体は可能か？

憲法9条

Article 9 of the Japanese Constitution

定め Provision

- 戦争の放棄 Renunciation of war
- 戦力の不保持 No war potential and no belligerency
- 平和に生きる権利 Human rights to live in peace

背景 Background

- ヒロシマ・ナガサキ Hiroshima and Nagasaki
- オキナワ Okinawa
- アジア侵略への反省 Aggression to Asian neighbours

日本の平和主義の 原点に帰る





平和・民主主義のうねり

- エクアドルの平和憲法（外国軍基地の撤去）
- ラテンアメリカで起きる平和憲法のうねり
- 中東市民革命
- 平和という価値



集团的自衛権問題研究会

News & Review

www.sjmk.org

川崎哲

kawasaki@peaceboat.gr.jp